

○保護林制度の改正について

〔平成 27 年 9 月 28 日 27 林国経第 49 号
林野庁長官より各森林管理局長あて〕

〔最終改正〕平成 31 年 3 月 28 日 30 林国経第 127 号

保護林制度は、「保護林設定ニ関スル件」（大正 4 年 6 月 9 日付け林第 144 号山林局通牒）をもって発足し、以来、学術の研究、貴重な動植物の保護、風致の維持等の面で重要な役割を担い、先駆的な森林等の保護制度として機能してきた。

以降、森林保護に対する国民の要請の高度化・多様化に伴い、それに適応した取扱いを行ってきたところではあるが、近年の生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法の進歩、保護林の簡素で効率的な管理体制の構築の必要性等を踏まえ、別紙のとおり保護林設定管理要領を定めたので、これに基づき保護林の設定を行うとともに、既存の保護林の再編を図らねたい。

また、保護林については、積極的な広報活動を通じて国民の理解を深めるとともに、学術の研究、自然観察教育等の場として、その積極的な活用を図らねたい。

なお、本通知の施行に伴い、「保護林の再編・拡充について」（平成元年 4 月 11 日付け元林野経第 25 号林野庁長官通達。以下「旧保護林通達」という。）を廃止する。

また、旧保護林通達の廃止に伴い、保護林に関連する各種委員会及び旧保護林通達に基づき設置されている保護林については、下記のとおり取り扱うこととしたので、了知されたい。

記

1. 本通知施行時に旧保護林通達及び「国有林野における緑の回廊の設定について」（平成 12 年 3 月 22 日付け 12 林野経第 10 号林野庁長官通達）に基づき設置されている保護林に関連する各種委員会の取扱いについては、平成 27 年度末までの間、なお従前の例による。
2. 本通知施行前に設定した保護林の取扱いについては、当該保護林が本通知により再編されるまでの間、なお従前の例による。

別紙

保護林設定管理要領

第1 趣旨

森林に対する国民の要請の高度化・多様化に伴う平成元年の保護林制度改正から四半世紀が経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理手法が進歩するなど保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

このような変化に対応しつつ国有林野内の森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分の導入、簡素で効率的な管理体制の再構築、森林生態系を復元する考え方の導入など、今後の保護林の設定・管理における基本的な考え方について定め、もって国有林野における生物多様性の保全に寄与するものとする。

第2 用語の定義

この要領における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 原生的な天然林

伐採記録がない又は伐採記録がない近傍区域と同様の林況を示す天然林。

なお、上層木、下層植生等の一部に人為、移入種等による影響が生じている天然林であっても、当該天然林が特に保護・管理すべき固有の森林生態系を構成している場合はこれに含む。

2 復元

世界的な価値を有しているものの、人為、災害又は同種個体群からの孤立等により自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見を踏まえつつ、目標林型及び技術的手法を定め、それを基にした順応的管理により長期にわたる森林施業等の実施を通じて、潜在的自然植生を基本とした生物群集へ誘導すること。

3 モニタリング

設定後の保護林の状況を的確に把握し、保護林の設定目的に照らして保護林を評価するため「保護林等整備・保全対策実施要領」（平成22年4月9日付け21林国経第64号林野庁長官通達）に定められている「保護林モニタリング調査マニュアル」に基づき実施する継続的な調査

第3 保護林の区分

保護林は、その目的に応じて、森林生態系保護地域、生物群集保護林及び希少個体群保護林に区分するものとする。

第4 保護林の設定及び管理

1 森林生態系保護地域

(1) 目的

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、原則として2,000ヘクタール以上の規模を有するもの（ただし、島しょ、半島等特殊な環境にあっては、原則として500ヘクタール以上の規模を有するものとする。）のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を森林生態系保護地域として設定することができるものとする。

なお、設定する区域には、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるものとする。

(3) 地帯区分

森林生態系保護地域は、一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。

ア 保存地区は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする区域とする。

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。

(4) 取扱いの方針

森林生態系保護地域の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

イ 保全利用地区

(ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

(イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。

ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。

(ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由により必要と認められる行為（エ）に掲げるものを除く。）

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

- (ウ) 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為
- (エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
- (オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出
- (カ) 標識類の設置等
- (キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(5) その他

- ア 森林生態系保護地域に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。
- イ 森林生態系保護地域の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。
- ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

2 生物群集保護林

(1) 目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を生物群集保護林として設定することができるものとする。

- ア 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域であって、原則として300ヘクタール以上の規模を有するもの
 - イ 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、原則として1,000ヘクタール以上の規模を有するもの
- なお、設定する区域には、自然状態が十分保存された天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるものとする。

(3) 地帯区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。

- ア 保存地区は、自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。

(4) 取扱いの方針

生物群集保護林の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

イ 保全利用地区

(ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行を図るものとする。

(イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・管理することができるものとする。

ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。

(ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為（(エ)に掲げるものを除く。）

(イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為

(ウ) 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為

(エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置

(オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出

(カ) 標識類の設置等

(キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(5) 復元

復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の取扱いは次のとおりとする。

ア 復元計画の策定

森林管理局長は、第6の2の(2)の規定により設置される保護林復元部会の意見を踏まえ、復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の復元方法等について取りまとめ、これに基づき次の事項を含む復元計画を策定するものとする。

(ア) 復元の意義・目的

(イ) 対象森林の現況と目標林型

(ウ) 復元対象区域

(エ) 復元手法・取組方針

(オ) 実行管理体制

イ 林野庁との調整

森林管理局長は、復元を行おうとする場合は、あらかじめ意見を付して林野庁長官の意見を聴くものとする。

ウ 情報の発信

地域住民等を含む国民に向けた取組説明会を定期的に行い、復元に向けた取組、蓄積された復元技術等について、広く情報発信するものとする。

(6) その他

ア 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。

イ 生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。

ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

3 希少個体群保護林

(1) 目的

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群（以下「個体群」という。）の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当する個体群を有し、原則として当該個体群がその存続に必要な条件を含む5ha以上の区域のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を希少個体群保護林として設定することができるものとする。設定に際しては野生生物の生育・生息地の他に、個体群の存続に必要な更新適地等に配慮するものとする。

ア 希少化している個体群

イ 分布限界域等に位置する個体群

ウ 他の個体群から隔離された同種個体群

エ 遺伝資源の保護を目的とする個体群

オ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群

カ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群

キ その他保護が必要と認められる個体群

なお、目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合には、野生生物の存続に必要な個体群の集合体（メタ個体群）を保護するこ

とを目的に、核となる森林等の周辺の当該飛び地を同一の希少個体群保護林として設定し、保護・管理することができるものとする。

(3) 取扱いの方針

- ア 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。
 - (ア) 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。
 - (イ) 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。
- イ 次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。
 - (ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由により必要と認められる行為（エ）に掲げるものを除く。）
 - (イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為
 - (ウ) 鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為
 - (エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
 - (オ) 標識類の設置等
 - (カ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(4) その他

- ア 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものとする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐が必要と認められる場合を除くものとする。
- イ 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応じて区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。
- ウ 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響（エッジ効果）が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。

第5 モニタリング

- 1 森林管理局長は、モニタリング、その他簡素な現況調査により既に設定した保護林の状況を的確に把握するものとする。
- 2 モニタリングは、各保護林の状況を勘案し、以下のいずれかの間隔で実施するものとする。
 - (1) 5年未満ごと
近い将来に当該地域における絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護している保護林
 - (2) 5年ごと

- ア 遷移の途中段階にある保護林
- イ 復元を行っている保護林
- ウ 保護対象の個体群の持続性に問題がある保護林
- エ 保護林外部からの影響を受けている保護林
- オ 鳥獣・病害虫被害及び移入種による影響が顕著にある保護林
- カ 温暖化による影響が顕著にある保護林
- キ その他、短期間で大きな変化が想定される保護林

(3) 10年ごと

- (1)及び(2)に該当しない保護林

- 3 モニタリングは、国有林野施業実施計画（以下「実施計画」という。）策定作業の前年度までに実施するものとする。また、10年ごとのモニタリングとした場合に生ずるモニタリングが行われない実施計画策定の周期においては、実施計画策定作業の前年度までに森林官等による巡視、定点撮影、遠隔地については空中写真の確認等の簡素な現況調査を行うものとする。
- 4 植生が極めて安定している等大きな変化が想定されない保護林については、予定されているモニタリングの実施の前年度における第6の1の規定により設置される保護林管理委員会において、翌年のモニタリングの必要性の有無について意見を聴いた上で、次期モニタリング周期においてモニタリングを実施することができるものとする。
- 5 モニタリング等により保護林の状況に変化が確認された場合は、速やかに第7の3の規定による手続による変更等を行うものとする。

第6 保護林管理委員会

1 保護林管理委員会の設置及び検討事項

森林管理局長は、保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行うため、保護林管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置し、意見を求めるものとする。

2 管理委員会の構成及び部会等の設置

(1) 管理委員会の構成

管理委員会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等のうち、森林管理局長が選任した者で構成するものとする。

(2) 部会等の設置

森林管理局長は、必要に応じて管理委員会の下に専門的な検討を行うための部会等を置くことができるものとする。

ただし、復元を行おうとする場合には、森林管理局長は、管理委員会の下に保護林復元部会（以下「復元部会」という。）を復元対象保護林ごとに設置するものとする。復元部会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体、地域の関係者等のうち、森林管理局長が選任した者で構成し、復元

すべき目標林型、復元手法等について検討するものとする。

3 留意事項

- (1) 二以上の森林管理局の管轄区域にわたる事項を検討する場合には、関係する森林管理局の管理委員会を合同で開催すること等により十分に意思疎通を図り、事項に係る取扱いの統一を図るものとする。
- (2) 森林管理局長は、簡素で効率的な管理体制の下で保護林の保護・管理を行うため、管理委員会の下に置く部会等については必要最小限とするものとする。

第7 保護林管理方針書

1 作成

森林管理局長は、保護林を設定しようとする場合には、予定箇所についての資料の収集及び必要な調査を実施し、これに基づき保護林ごとに次の事項を内容とする保護林管理方針書（以下「管理方針書」という。）（別紙様式）を作成するものとする。

- (1) 名称
- (2) 面積
- (3) 設定年月日、変更年月日
- (4) 位置及び区域（森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区のそれぞれの位置及び区域）
- (5) 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項
- (6) 保護・管理及び利用に関する事項
- (7) モニタリングの実施間隔及び留意事項
- (8) 法令等に基づく指定概況
- (9) その他留意事項

2 取扱い

管理方針書は、保護林の管理に活用するほか、管理委員会の参考資料として取り扱うものとする。

3 変更

保護林に係る状況に変化が生じた場合は、管理方針書にその内容を反映するものとし、必要に応じて保護林の変更又は廃止の手續を執るものとする。

第8 民有林との連携

- 1 設定しようとする保護林が民有林と隣接又は近接し、一体として森林生態系の保護・管理を行うことが可能となる場合には、あらかじめ関係地方公共団体等に対して当該保護林の目的、保護・管理手法等を説明し、必要に応じて助言を行い、保護・管理水準の確保に努めるものとする。
- 2 民有林内に分散している国有林を保護林に設定しようとする際、民有林において国有林と同等の管理水準が確保される場合には、分散している国有林の合算面積を保護林設定時の面積要件とすることができるものとする。

第9 国際基準への対応

原則として全ての保護林について、国際基準として認知されている保護地域管理カテゴリーに分類した上で、世界各国の保護地域に関する情報が集計されている国際的なデータベースへの登録を進めていくものとする。

第10 その他

- 1 自然環境保全地域、天然記念物等法令に基づき区域指定が行われている区域についても、各保護林の要件を満たす場合には保護林の設定を行い、国有林野事業としての位置付けを明確にした上で、適切な保護・管理を行うものとする。関係する省庁、地方自治体等とは必要に応じて情報交換を行い、一体的な保護林の保護・管理に努めるものとする。
- 2 保護林制度、管内保護林の概況等に関して積極的に国民に情報発信を行い、国有林の取組に対する国民の理解を深めるものとする。特に保護林内で森林施業を行う場合には、あらかじめその目的、計画等について科学的な根拠を提示するなど丁寧に情報を発信するものとする。
- 3 森林管理局長は、それぞれの保護林について名称を付すものとする。名称は、その保護の対象が分かりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生物群集保護林に関しては、地域、山地、河川名等を付した名称、希少個体群保護林に関しては、地域及び保護対象野生生物名又は保護対象野生生物名のみを付した名称とするものとする。
- 4 森林管理局長は、管理方針書を森林管理署長、支署長、森林管理事務所長、森林技術・支援センター所長、森林生態系保全センター所長及び森林ふれあい推進センター所長（以下「森林管理署長等」という。）に周知徹底するとともに、常に保護林の現状を把握し、その適切な保護・管理が行われるよう、森林管理署長等を指導するものとする。
- 5 それぞれの保護林におけるモニタリング、山火事警防等の巡視活動、普及啓発活動等については、民間のボランティア活動により実施することができるものとする。
- 6 森林管理局長は、保護林の適切な保護・管理のために専門的知見を有する人材を育成するものとする。

管理方針書

名称			
面積		設定年月日	
		変更年月日	
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物 群集保護林においては保存地区、 保全利用地区それぞれの位置及 び区域)			
保護・管理を図るべき森 林生態系、個体群に関す る事項			
保護・管理及び利用に関 する事項			
モニタリングの実施間隔 及び留意事項			
法令等に基づく指定概況			
その他留意事項			

記載要領：

- 1 保護林1箇所ごとに管理方針書を作成する。
- 2 名称は、その保護の対象がわかりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生物群集保護林に関しては地域、山地、河川名等を付した名称、希少個体群保護林に関しては地域及び保護対象野生生物名若しくは保護対象野生生物名のみを付した名称とする（例：〇〇山周辺 森林生態系保護地域、〇〇川 生物群集保護林、〇〇(地域名)△△(野生生物名)希少個体群保護林)。なお、保護林再編に際し、旧林木遺伝資源保存林が希少個体群保護林等に移行された場合には、名称中に「遺伝資源」を付することとする（例：□□(樹種名) 遺伝資源 希少個体群保護林)。ただし、旧林木遺伝資源保存林が他の森林生態系保護地域や生物群集保護林に統合された場合にはこの限りでない。
- 3 変更年月日は、面積、管理方針等の異動が発生した時点を記載する。保護林再編が行われた際に名称等が変更された場合は、再編が反映された国有林野施業実施計画開始年月日（〇〇年4月1日）を記載する。
- 4 保護林の位置及び区域については林小班単位で示すものとする。林小班数が多い場合には、施業実施計画図等指定林小班が判別できる図等を別添することで代えることができる。
- 5 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群は、対象となる野生生物名及びその現況（保護状態、生息状況等）も含めて具体的に記載する。希少個体群保護林については、保護林設定管理要領第4の3の(2)に掲げる項目（ア：希少化している個体群 イ：分布限界域等に位置する個体群 ウ：他の個体群から隔離された同種個体群 エ：遺伝資源の保護を目的とする個体群 オ：草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個体群 カ：温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群 キ：その他保護が必要と認められる個体群）のうち、該当するものを記載する（複数可）。なお、保護林再編に際し、旧森林生物遺伝資源保存林及び旧林木遺伝資源保存林が新たな保護林に移行・統合等された場合には、遺伝資源の所在の継続的な把握のため、移行・統合される以前の保護林の名称並びにその保護対象野生生物名及び所在区域（林小班等）を明示する。
- 6 保護・管理及び利用に関する事項は、これまでの保護・管理事業等の経過及び今後の保護・管理及び利用の方針を記載する。
- 7 モニタリングの実施間隔は、保護林の状況に応じて下記基準に照らしつつ検討し記載する。
 - (1) 5年未満ごとにモニタリング：近い将来に当該地域における絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護している保護林
 - (2) 5年ごとにモニタリング：遷移の途中段階にある、復元を行っている、保護対象の個体群の持続性に問題がある、保護林外部からの影響を受けている、鳥獣・病害虫及び移入種による影響が顕著にある、温暖化による影響が顕著にある、短期間で大きな変化が想定される等の保護林
 - (3) 10年ごとにモニタリング：(1)及び(2)に該当しない保護林モニタリングの留意事項は、モニタリング実施時に特に留意すべき調査項目、対象等について必要に応じて記載する。
- 8 法令等に基づく指定概況は、保護林内における保安林、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、生息地等保護区、天然記念物、ラムサール条約湿地、世界遺産、ユネスコエコパーク及びジオパーク等の指定概況について具体的に記載する。
- 9 その他留意事項は、当該保護林に係る文献、標識その他の施設の設置状況等を具体的に記載する。また、当該保護林の名称変更・統合等に関する履歴についても、直近のものだけでなく過去のものも含めて網羅的に記載する。

○保護林等整備・保全対策実施要領の制定について

〔平成22年4月9日21林国経第64号
林野庁長官より各森林管理局長あて〕

〔最終改正〕平成25年3月26日24林国管第158号

生物多様性の保全をはじめとする森林の公益的機能の高度発揮に対する国民の要請が高まる中、国有林野においては、自然環境の保全上その中核を担う保護林に対して、原生的な森林生態系の保護、多様な遺伝資源の保存、貴重な植物群落の保護、希少な野生生物の生息・生育地としての森林等の保全が要請されており、これまで以上に保護林の適切な保全・管理を行っていくことが重要となっている。

このことを踏まえ、国有林野内の希少野生動植物の生息・生育地や学術的に貴重な群落等におけるデータの収集等を通じて、新たな保護林の設定等を推進するとともに、「緑の回廊」で連結された保護林のネットワーク等において、貴重な野生動植物の保護等のための巡視、モニタリング調査の実施及び生息・生育環境の保全・整備等を環境省、研究機関及び自然保護団体等の参加・協力を得つつ実施し、併せて、世界遺産の保全を推進することとし、別紙のとおり「保護林等整備・保全対策実施要領」を定めたので、了知の上、事業の円滑な実施に努められたい。

なお、本通達の施行に伴い、「保護林保全緊急対策事業実施要領」（平成9年12月24日付け9林野経第58号林野庁長官通達）、「「緑の回廊（コリドー）」整備特別対策事業実施要領」（平成12年5月23日付け12林野経第17号林野庁長官通達）、「世界遺産保全緊急対策実施要領」（平成8年5月29日付け8林野経第19号林野庁長官通達）、「保護林管理強化対策事業実施要領」（平成19年9月7日付け19林国経第2号林野庁長官通達）及び「保護林拡充緊急対策事業実施要領」（平成20年7月15日付け20林国経第3号林野庁長官通達）は廃止する。

第1 趣旨

生物多様性の保全をはじめとする森林の公益的機能の高度発揮に対する国民の要請が高まる中、国有林野においては、自然環境の保全上その中核を担う保護林に対して、原生的な森林生態系の保護、多様な遺伝資源の保存、貴重な植物群落の保護、希少な野生生物の生育・生息地としての森林等の保全に対する要請が急激に高まっており、これまでに以上に保護林の適切な保全・管理を行っていくことが重要となっている。

そのため、国有林野内の希少野生生物の生育・生息地や学術的に貴重な群落等における保護林の設定に必要なデータの収集等を通じ、新たな保護林の設定等を推進する。設定後の保護林については、その体系的な管理を推進するため、モニタリング調査を実施するとともに、入林者等の影響から植生の劣化がみられるものや、生育環境の悪化等により、保護林の設定目的に照らした適切な保全・管理に支障が生じているものが見られる場合には、このような状況に的確に対処するために必要な措置を実施する。

また、保護林相互の連結を通じたネットワーク形成のために「緑の回廊(コリドー)」を設定することにより、野生生物の自由な移動の場を整備し、より広範で効果的な森林生態系の保護を図る必要がある。このため「緑の回廊」で連結された保護林ネットワーク等において、貴重な野生生物の保護等のための巡視、モニタリング調査の実施、生育・生息環境の保全・整備等を関係省庁、研究機関、自然保護団体等の参加・協力を保ちつつ実施する。

さらに、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(以下「世界遺産条約」という。)に基づき、屋久島や白神山地などが自然遺産として登録され、文化遺産として登録された古都京都の文化財、厳島神社等においては、国有林野が緩衝地帯として位置付けられている。

しかしながら、入林者が急増し、環境の汚染など原生的な生態系への影響が危惧されている。また、風水害、病虫獣害等による被害や人間の関与が中断されたこと等により植生の状態が変化し、文化的景観への影響が懸念されている。このような状況に適切に対処するため、世界遺産に係る森林の保全のための対策を実施する。

第2 対策の対象地域

保護林等整備・保全対策(以下「本対策」という。)の対象地域は、次のいずれかに該当する地域とする。

- 1 国有林野管理経営規程(平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号)第13条第3項の規定に基づき選定された保護林又は保護林の設定の検討を行う区域及びこれらと一体的に整備を行う必要がある国有林野
- 2 国有林野管理経営規程第13条第4項の規定に基づき選定された緑の回廊又は緑の回廊の設定の検討を行う区域及びこれらと一体的に整備を行う必要がある国有林野のうち、次のいずれかに該当する国有林野
 - (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第4条第3号に規定する国内希少野生動植物種(以下「国内希少野生動植物種」と

いう。)の個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある国有林野

(2) 自然環境の状態の維持、貴重な野生生物の生育地又は生息地の保護その他の自然環境の保全に配慮した管理を行う必要がある国有林野

3 世界遺産に関連する、次のいずれかに該当する地域とする。

(1) 世界遺産条約第2条に規定する自然遺産であって、世界遺産条約第11条第2号の世界遺産一覧表に登録された国有林野、推薦地域又は暫定一覧表記載地域にある国有林野

(2) 世界遺産条約第1条に規定する文化遺産であって、世界遺産条約第11条第2号の世界遺産一覧表に登録された国有林野、推薦地域又は暫定一覧表記載地域にある国有林野

(3) (1) 又は (2) の周辺地域に所在する国有林野

第3 対策の内容

1 植生等回復措置

保護林及び緑の回廊において、森林管理局長が必要と認める以下の(1)から(4)までの対策を実施する。

(1) 荒廃植生等回復緊急措置

保護柵設置、土壌安定のための措置、被害木の除去等により、当該保護林及び緑の回廊に対する外部からの影響要因を除去するとともに、移植等による植生等の回復を図るために必要な措置を実施する。

(2) 営巣・移動環境整備

緑の回廊において抜伐りによる林内空間・照度の確保、営巣木の育成、巣箱の作成・設置、立入防止柵の設置等、国内希少野生動物種の営巣・移動環境を確保するために必要な措置を実施する。

(3) 採餌環境整備

緑の回廊において、採餌木の植込み、抜伐りによる採餌空間の確保等、国内希少野生動物種及び国内希少野生動物種の餌となる動物の採餌環境を確保するために必要な措置を実施する。

(4) その他

4により実施した調査の結果等を踏まえ、植生等の維持回復等を含む保全・整備のために必要な措置を実施する。

2 保全推進措置

国内希少野生動物種の保存及び保護林の保全・保護に関する入林者及び地域住民等の意識の高揚を図るために制札の設置及び資料の作成配布等必要な措置を実施する。

3 巡視等

(1) 国内希少野生動物種の保存、植生の復元及び維持のために必要な巡視を実施する。

(2) 民間のボランティア等の参加・協力により巡視を実施する場合において、その適切な実施のために必要な関係者による会議を開催する。

4 現地調査の実施及び保全・整備計画の策定等

(1) 保護林及び緑の回廊の設定等及び植生等の維持・回復等を含む保全・整備の検討

等において必要となる現地調査、情報収集、学識経験者等による委員会の開催等を実施する。

(2) 保護林等の保全・整備を実施するために必要な事項を定める保全・整備計画を策定する。

(3) 以下に掲げる分収林契約地に関して、当該分収林契約地に権利を有する造林者等との協議に基づき当該分収林契約の解除を行う場合に必要な補償金の支払いを実施する。

① 将来、世界遺産登録推薦が見込まれる分収林契約地であって、森林管理局長が学識経験者による委員会の意見を聴いたうえで保護林の設定を検討している分収林契約地

② ~~世界遺産既登録地又はその緩衝地帯等にある分収林契約地~~

5 保護林等機能評価のためのモニタリング調査等

(1) 保護林等の機能評価等のためのモニタリング調査

保護林等の設定目的に照らした機能評価、植生の復元及び維持のために必要なデータの収集を行うためのモニタリング調査を実施する。モニタリング調査の実施に当たって必要な機材及び附帯施設を設置する。

実施にあたっては、世界遺産に関連するものを除き、次年度以降の計画策定作業予定の森林計画区内の保護林及び緑の回廊を対象に計画的に実施する。

(2) モニタリング調査結果の評価及び必要な措置の検討

(1)の結果に基づき、学識経験者等による委員会において、保護林等の設定目的に照らし、それぞれの現状について評価を行うとともに、それぞれの体系的な管理を推進するために必要な措置の検討を行う。

6 世界遺産登録地域・推薦地域・暫定一覧表記載地域の保全

(1) 生態系・森林景観調査

入林者の状況、生態系及び文化的景観の変化に関する調査を実施する。

(2) 民間協力等の推進

関係者による会議の開催等世界遺産地域の保全のための民間協力等の推進に必要な措置を実施する。

(3) 植生・景観回復措置

入林者の踏み荒らし等により植生が破壊された箇所等における植生の復元及び維持に必要な措置を実施する。

風水害、病虫害等の被害を受けている箇所における風致の回復に必要な措置を実施する。

(4) 樹勢回復措置

樹勢診断及びその診断に基づく樹勢の復元及び維持に必要な措置を実施する。

(5) 小笠原諸島森林生態系保全総合対策

新たな外来種の侵入・拡散予防やアカギ、モクマオウ等の残置駆除木の有効活用による外来種対策の推進及び観光によるオーバーユースの防止による影響の軽減に必要な措置を実施する。

第4 対策の実施

1 森林管理局長は、本対策を実施しようとする場合には、毎年度実施する内容を取り

まとめ、計画的に実施する。

- 2 森林管理局長は、本対策の実施について、森林管理署長又は支署長（以下「森林管理署長等」という。）に行わせることができる。
- 3 森林管理局長又は森林管理署長等は、本対策に係る業務について、その実施内容に応じて確実な実施能力を有すると認めて委託する者に実施させることができる。

第5 対策の実施に当たっての留意事項

- 1 植生回復等措置の実施に当たっては、土壌のかく乱防止や植生の保全等に留意するとともに、野生生物の生育・生息環境に悪影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 2 巡視の実施に当たっては、森林管理局長は、業務を実施する者に、実施方法、実施時期、実施結果の報告方法等必要な事項について、あらかじめ具体的に指示するとともに、必要に応じて身分証明書、腕章等を所持させることとする。
- 3 モニタリング調査については、「保護林モニタリング調査マニュアル」及び「緑の回廊モニタリング調査マニュアル」に基づき実施するものとし、野生生物の移動実態や森林施業との因果関係等の把握に努め、地域ごとにその対象とする野生生物種等を明確にするとともに、対象とする種と他の野生生物種との関係の把握にも努めるものとする。
- 4 モニタリング調査の結果については、保護林及び緑の回廊の設定及び取扱いに適切に反映させるとともに、都道府県の関係部局、大学、研究機関への情報提供に努めるものとする。
- 5 現地調査の実施及び保全・整備計画の策定については、保全・整備の実施対象箇所における国内希少野生動植物種の生育・生息環境又は貴重な植生の生育環境について改善を要する状況について調査するほか、保全・整備に当たって必要なその他の事項について調査し、その結果を踏まえ保全・整備の具体的実施内容、実施方法、実施時期等に関する計画を策定するものとする。

なお、保全・整備計画策定に当たっては、上記調査結果のほかモニタリングにより得られた調査結果を活用するとともに、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くものとする。
- 6 世界自然遺産にかかる本対策の実施に当たっては、事前に当該世界遺産地域の管理計画に定められた「世界遺産地域連絡会議」において必要な連絡調整を行うこととする。

関東森林管理局署等競争契約入札心得

〔平成23年12月19日23関経第161号〕
〔関東森林管理局長より各森林管理署長等あて〕

(目的)

第1条 関東森林管理局署等に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年 政令第300号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特例役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号。以下「特例省令」という。）、 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

ただし、電子入札システム又は電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）による入札参加者は、当該広告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書（様式第1号）（有価証券を提出する場合は、政府保管有価証券提出書（様式第2号））を添えて差し出さなければならない。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に保管金取扱規程（大正11年大蔵省令第5号）第一号様式として規定されている保管金受領証書（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券取扱規程（大正11年大蔵省令第8号）第3号様式として規定されている政府保管有価証券受領証書）と引換えに還付する。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が契約を結ばないときは、国家に帰属する。

6 入札参加者が、入札保証金の納付に変えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとする。

一 国債（利付国債に限る。）

二 銀行又は契約担当官等が确实と認める金融機関の保証

7 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

（入札等）

第4条 入札参加者は、入札公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（様式第5号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。

ただし、電子入札システム等による入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成し、公告、公示又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受領しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当官等においてやむを得ないと認められたとき又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便をもって入札することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等あて親展で提出しなければならない。

4 特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札参加者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書があるときは、その写しを持参するものとする。ただし郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送しなければならない。

5 第3項の入札書は、入札公告又は公示に示した時刻までに到達しないものは無効とする。

6 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

7 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式第6号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

8 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

9 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

10 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第1項の規定に該当する者を同項に定める期間入札代理人とすることができない。

11 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第7号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(入札の辞退)

第4条の2 入札参加者は、入札執行の完了（入札箱への投函）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ただし、電子入札システム等による入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を同システムにおいて作成の上、同システムにより提出するものとする。

一 入札執行前には、入札辞退届（様式第8号）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

二 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第6条 開札は、入札終了後直ちに、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者のした入札

二 委任状を持参しない代理人のした入札

三 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

四 記名を欠く入札（電子入札システム等による入札の場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）

五 金額を訂正した入札

六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

七 明らかに連合によると認められる入札

八 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人

が他の入札者の代理をした入札

九 入札時刻に遅れてした入札

十 暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式第7号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

十一 建設工事及び内訳書の提出が義務づけられている建設工事に係る調査等業務にあつては、入札時に内訳書(同明細書を含む。以下「内訳書」という。)が未提出である又は提出された内訳書に次表に掲げる場合等の不備があると認められる入札

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事又は業務の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に記名が欠けている場合(電子入札システム等により内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事又は業務の内訳書が添付されている場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と一致しない場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

十二 その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第8条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第1回目の最高又は最低の入札価格を下回る又は上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の競争契約入札の場合にあつては、入札執行回数は、原則として、2

回を限度とするものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 特例政令第2条に掲げる調達であって、郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格)

第9条 関東森林管理局所管に係る請負契約で、一契約に係る予定価格が1,000万円を超えるものについて予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、次の各号のいずれかの割合を契約ごとの予定価格に乗じて得た金額(以下「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。

一 工事の請負契約ごとに10分の7から10分の9までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただしその割合が、10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

二 製造その他の請負契約のうち、次表の業種区分の欄に掲げる業務(以下「建設コンサルタント等業務」という。)の請負契約ごとに10分の6から10分の8(地質調査にあっては請負契約ごとに3分の2から10分の8.5)までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、建設コンサルタント等業務の請負契約ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6(地質調査にあっては、10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2)とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	-
建設コンサルタン	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の	諸経費の額に10

ト(建設に関するもの)及び建築士事務所			額に10分の6を乗じて得た額	分の6を乗じて得た額
建設コンサルタント(土木関係のもの)及び計量証明	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司法書士	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

三 一又は二により算定しがたい場合等については、工事は10分の7から10分の9まで、建設コンサルタント等業務は10分の6から10分の8まで、地質調査にあつては3分の2から10分の8.5までの範囲内で適宜の割合とする。

四 製造その他の請負契約(2に掲げる業種に係る契約を除く。)に係る調査基準価格の算定に当たっては、予定価格に10分の6を乗じて算出する。

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

(落札者の決定)

第10条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの)をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査の上落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの)をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者及び最低価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものを含む。以下同じ。)の入札者(最低価格の入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。ただし、電子入札システム等により入札した者

がある場合は、電子入札システム等の電子くじにより落札者を定めることができる。

- 2 前項前段の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者、郵便又は電子入札システム等による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書案の提出と同時に契約金額の10分の1以上（「公共工事に係る一般競争入札方式の実施について」（平成6年5月31日付け6経第926号大臣官房経理課長通知）の記の1に定める工事又は予算決算及び会計令第86条に規定する調査を受けたものについては10分の3以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により、契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書（様式第9号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書（様式第2号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合について準用する。
- 5 第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該公共工事履行保証証券に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 6 第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによる場合には、落札者は契約担当官等が指示するときまでに当該履行保証保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

(入札保証金等の振替)

第13条 契約担当官等は、落札者からの申出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができる。

(契約保証金の返還)

第14条 契約保証金は、契約の履行が完了したことを確認した後、保管金払渡請求書（様式第10号）（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券払渡請求書（様式第11号））により返還するものとする。

なお、この場合、利息は付さないものとする。

(契約書等の提出)

第15条 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、入札後契約前V E方式の対象工事で、落札者がV E提案を提出した場合には、この期間を延長することができる。

2 契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。

4 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行わなければならない。

5 契約担当官等が入札広告において契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、落札者が電子入札システム等により入札を行った場合は、第1項の規定にかかわらず、電子入札システム等において契約担当官等が作成した契約書案の電磁的記録に電子署名を伏すことにより契約書案への記名押印及び提出に代えることができる。

(異議の申立)

第16条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第17条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年5月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に契約を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に入札公告を行う入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日以降に入札公告を行う入札から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降に入札公告を行う入札から適用する。

ただし、消費税法改正法第3条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第2条の規定に基づく地方消費税の税率の改正に伴う改正は、平成31年10月1日以後に締結する契約（平成31年4月1日から平成31年9月30日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引き渡しは平成31年10月1日以後になされるものを含む。）から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月10日から適用する。

様式第1号(第3条)

保 管 金 提 出 書

第	号	受 付
年	月	

¥ _____ (現金又は保管金額収証書の別)

提出の事由 _____ 年 月 日 公告の入札保証金

上記の金額を提出します。なお、上記金額は、公告のとおり契約保証金又は売却代金に充当したいので、申し添えます。

年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

歳入歳出外現金出納官吏
官 職 _____ 氏 名

殿

入札保証金 受 入 済	契約保証金 充 当 決 定	売 却 代 金 充 当 決 定	保証金返還 決 定	保証金国庫 帰 属 決 定
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
[]	[]	[]	[]	[]
(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第2号(第3条・第12条)

政府保管有価証券提出書

番号	年度第	号

提出の事由

有価証券取扱主任官 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の有価証券を保管有価証券として提出します。

証券名称	枚数	総額面	内 訳			備考
			額面	回記号	番号	

工事名 _____

(注意事項)

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第5号（第4条）

入 札 書

年 月 日

担当官
長

殿

（入札者）
住 所

商号又は名称
代表者氏名

（代理人）
氏 名

¥ _____

ただし _____ の代金

上記金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に各消費税額を加算した金額になること及び入札心得、仕様書、その他関係事項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。

様式第8号（第4条の2）

入 札 辞 退 届

年 月 日

担当官
長

殿

（入札者）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

件 名

上記について競争参加資格確認通知又は指名通知を受けましたが、都合により入札を辞退します。

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 2 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。

様式第9号（第12条）

保管金提出書

番号	年度第号
----	------

提出の事由

歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金 _____

工事名 _____

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第10号(第14条)

保管金払渡請求書

払渡の事由

歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の保管金を下記振込先に振込んで下さい。

金 _____

保管金提出書の 年 月 日
日付及び番号 年度 第 号

振込先

_____ 銀行 _____ 支店

口座 1. 普通 2. 総合 3. 当座

名 義 _____

支店番号 _____ 口座番号 _____

様式第11号(第14条)

政府保管有価証券払渡請求書

受領証書日付 年 月 日
及び番号 年度 第 号

払渡請求理由

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿
年 月 日
住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記証券の払渡を請求します。

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿
年 月 日
住 所
商号又は名称
代表者氏名

上記証券払渡の証書領収いたしました。

証券名称	枚数	相額面	内 訳			備考
			額 面	回記号	番 号	

(注意事項)

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。